



栃木県公報

平成30(2018)年
11月30日(金)
号 外
第 55 号

目 次

訓 令

- 栃木県職員服務規程の一部改正..... 1
教育委員会
- 栃木県教育委員会事務局処務規程の一部改正..... 2

訓 令

栃木県訓令第十号

本 庁
出 先 機 関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十年十一月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

栃木県職員服務規程（昭和二十九年栃木県訓令第五号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休暇) 第二十二條 略 2～5 略 6 システム利用所属職員に対する第一項から第四項までの規定</p> <p>の適用については、第一項中「休暇簿（別記様式第十六号）を所属長に提出する」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休暇の請求、申出又は届出に係る事項を入力する」と、第二項中「休暇簿」とあるのは「提出し、」と、第三項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「休暇の請求又は申出を行う」とあるのは「総合庶務事務システムにより休暇の請求又は申出に係る事項を入力する」と、「休暇の請求又は申出を行わなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休暇の請求又は申出に係る事項を入力しなければ」と、第四項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「休暇簿に」とあるのは「総合庶務事務システムに」と、「休暇簿を」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休暇の請求、申出又は届出に係る事項を入力し」と、「それぞれ当該」とあるのは「当該」とする。</p>	<p>(休暇) 第二十二條 略 2～5 略 6 システム利用所属職員に対する第一項から第四項までの規定（介護休暇及び介護時間に係る部分を除く。）の適用については、第一項中「休暇簿（別記様式第十六号）を所属長に提出する」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休暇の請求、申出又は届出に係る事項を入力する」と、第二項中「休暇簿」とあるのは「提出し、」と、第三項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「休暇の請求又は申出を行う」とあるのは「総合庶務事務システムにより休暇の請求又は申出に係る事項を入力する」と、「休暇の請求又は申出を行わなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休暇の請求又は申出に係る事項を入力しなければ」と、第四項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「休暇簿に」とあるのは「総合庶務事務システムに」と、「休暇簿を」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休暇の請求、申出又は届出に係る事項を入力し」と、「それぞれ当該」とあるのは「当該」とする。</p>

附 則

この訓令は、平成三十年十二月一日から施行する。

(人事課)

教 育 委 員 会

栃木県教育委員会訓令第四号

本 局
教 育 事 務 所

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県教育委員会事務局処務規程(昭和六十一年栃木県教育委員会訓令第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休暇)</p> <p>第二十八条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 システム利用所属職員に対する前二項の規定の適用については、第一項中「職員は」とあるのは「システム利用所属職員は」と、「休暇簿(別記様式第九号から別記様式第十三号まで)を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休暇に係る事項を入力しなければ」と、前項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「休暇簿又は」とあるのは「規定により入力し、又は同項の」と、「休暇の請求又は申出を行わなければ」とあるのは「同項の規定により当該休暇の請求若しくは申出に係る事項を入力し、又は同項の休暇願届書を提出しなければ」とする。</p>	<p>(休暇)</p> <p>第二十八条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 システム利用所属職員に対する前二項の規定(介護休暇及び介護時間に係る部分を除く。)の適用については、第一項中「職員は」とあるのは「システム利用所属職員は」と、「休暇簿(別記様式第九号から別記様式第十三号まで)を所属長に提出しなければ」とあるのは「総合庶務事務システムにより当該休暇に係る事項を入力しなければ」と、前項中「職員」とあるのは「システム利用所属職員」と、「休暇簿又は」とあるのは「規定により入力し、又は同項の」と、「休暇の請求又は申出を行わなければ」とあるのは「同項の規定により当該休暇の請求若しくは申出に係る事項を入力し、又は同項の休暇願届書を提出しなければ」とする。</p>

附 則

この訓令は、平成三十年十二月一日から施行する。

(総務課)